

令和 2 年 3 月

江南市議会総務委員会会議録

3月10日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

---

令和 2 年 3 月 10 日〔火曜日〕午前 9 時 30 分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第 8 号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管  
きょ布設工事（北部 1 処理分区）その 1 請負契約の変更につい  
て

議案第 9 号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管  
きょ布設工事（北部 1 処理分区）その 2 請負契約の変更につい  
て

議案第 10 号 損害賠償の和解及び額を定めることについて

議案第 12 号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第 10 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

議案第 16 号 令和 2 年度江南市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第 2 条 継続費のうち

布袋駅東複合公共施設整備管理支援事業

本庁舎空調設備等更新事業

第 3 条 債務負担行為

第4条 地方債のうち

消防施設整備事業

臨時財政対策債

第5条 一時借入金

第6条 歳出予算の流用

---

出席委員（8名）

委員長	東 猴 史 紘 君	副委員長	石 原 資 泰 君
委員	河 合 正 猛 君	委員	古 池 勝 英 君
委員	稲 山 明 敏 君	委員	伊 藤 吉 弘 君
委員	大 薮 豊 数 君	委員	岡 本 英 明 君

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

議員	野 下 達 哉 君	議員	牧 野 圭 佑 君
議員	堀 元 君	議員	中 野 裕 二 君
議員	三 輪 陽 子 君	議員	片 山 裕 之 君
議員	長 尾 光 春 君		

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	松 本 朋 彦 君	議事課長	石 黒 稔 通 君
副主幹	前 田 昌 彦 君	主 事	山 田 都 香 君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤 田 和 延 君
企画部長	片 野 富 男 君
総務部長	村 井 篤 君
消防長	長谷川 久 昇 君
健康福祉部長	栗 本 浩 一 君
都市整備部長兼危機管理監	野 田 憲 一 君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古 田 義 幸 君

教育部長

菱 田 幹 生 君

こども未来部長

郷 原 実智雄 君

地方創生推進課長

河 田 正 広 君

地方創生推進課主幹

稲 波 克 純 君

秘書政策課長

茶 原 健 二 君

秘書政策課主幹

間 宮 徹 君

秘書政策課副主幹

田 中 元 規 君

秘書政策課副主幹

八 橋 直 純 君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

貝 瀬 隆 志 君

市民サービス課主幹

向 井 由美子 君

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

影 山 壮 司 君

市民サービス課副主幹

丹 羽 克 仁 君

行政経営課長

安 達 則 行 君

行政経営課主幹

梶 田 博 志 君

行政経営課副主幹

亀 井 雄 介 君

税務課長

本 多 弘 樹 君

税務課主幹

須 賀 博 昭 君

税務課副主幹

三 浦 理 恵 君

収納課長

金 川 英 樹 君

収納課主幹

三 輪 崇 志 君

総務課長	高 田 昌 和 君
総務課主幹	浅 野 武 道 君
会計管理者兼会計課長	中 村 信 子 君
監査委員事務局長	小 林 悟 司 君
消防総務課長	高 島 勝 則 君
消防総務課主幹	日下部 匡 彦 君
消防予防課長	花 木 康 裕 君
消防予防課副主幹	山 本 育 男 君
消防予防課副主幹	畑 毅 君
消防署長	上 田 修 司 君
消防署東分署長	森 山 和 人 君
消防署主幹	上 村 和 義 君
消防署主幹	黒 谷 高 夫 君
消防署主幹	杉 本 恭 伸 君
都市計画課統括幹	堀 尾 道 正 君
都市計画課副主幹	今 枝 寛 君

○委員長　それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、市長から挨拶をお願いいたします。

○市長　皆さん、おはようございます。

去る2月25日に3月定例会が開会されまして以来、連日、慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、令和2年度の当初予算をはじめ、いずれも市政進展の上で大変重要な案件でございます。何とぞ慎重に御審査を頂きまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、市長は公務のため御退席されます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第8号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（北部1処理分区）その1請負契約の変更についてをはじめ5議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、議案第16号 令和2年度江南市一般会計予算の第3条 債務負担行為を先に審査したいと思います。この債務負担行為については、企画部秘書政策課所管の案件ですが、その内容について秘書政策課で全ての質疑・答弁を行うことは難しいことから、布袋駅東複合公共施設に入る各施設や土地等の内容について答弁ができる職員の出席を要請し、円滑な委員会審査とするため、先に審査を行うこととしました。

なお、債務負担行為の審査後は、引き続き議案第16号を審査し、これ以外の議案については付託順により行いますので、よろしくお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹・副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構です。

---

**議案第16号 令和2年度江南市一般会計予算**

**第1条 歳入歳出予算のうち**

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

**第2条 継続費のうち**

布袋駅東複合公共施設整備管理支援事業

本庁舎空調設備等更新事業

**第3条 債務負担行為**

**第4条 地方債のうち**

消防施設整備事業

臨時財政対策債

**第5条 一時借入金**

**第6条 歳出予算の流用**

○委員長 最初に、議案第16号 令和2年度江南市一般会計予算、第1条

歳入歳出予算のうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費のうち、布袋駅東複合公共施設整備管理支援事業、本庁舎空調設備等更新事業、第3条 債務負担行為、第4条 地方債のうち、消防施設整備事業、臨時財政対策債、第5条 一時借入金、第6条 歳出予算の流用を議題といたします。

先ほど申し上げたとおり、最初に債務負担行為について審査を行います。

その後の審査の方法ですが、引き続き秘書政策課の債務負担行為以外の歳入歳出について審査を行い、その後、各課ごとに歳入歳出一括で審査したいと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に、企画部秘書政策課所管の債務負担行為について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 秘書政策課長     それでは、布袋駅東複合公共施設に係る債務負担行為について該当箇所を御説明させていただきますので、予算書をお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為でございます。

表の最上段、布袋駅東複合公共施設整備事業、その下、布袋駅東複合公共施設維持管理委託料、その下、布袋駅東複合公共施設駐車場借上料でございます。

続きまして、歳出でございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

87ページ最上段、布袋駅東複合公共施設整備等事業、同じページの中段、布袋駅東複合公共施設維持運営事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長     これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 石原委員     先日の一般質問で野下議員のほうから、商業施設についてスーパーマーケットを設けてほしいと、また商業施設の面積についても約4,000平方メートルといった要望が出されておりますけれども、当局として事業者が決定される前に要望が事業者に反映される機会はあるのでしょうか。



- 秘書政策課長 現時点では、そのような機会というのは設ける予定はございません。
- 石原委員 それでは、スーパーマーケットの提案がされなかった場合ですが、当局としては議員からの要望についてはどう判断されるのでしょうか。
- 秘書政策課長 審査基準書の中に、民間施設の提案についてといった審査項目がございまして、この項目については80点満点中10点と非常に高い配点となっております。こういった項目がございますので、まずは審査委員会の中で判断するものと考えております。
- 石原委員 にぎわいづくりのためにも、地元の要望が強い大規模スーパーマーケットを設けていただきたいと思います。そのためにも、約4,000平方メートルの建築面積の確保についても、再度私からも要望させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 石原委員 また先日、議案質疑でもあったんですが、改めて事業決定者と契約を締結するまでの間に提案内容について、議会として提案の内容を、また契約の有無について判断する機会があるのでしょうか。
- 秘書政策課長 選定委員会による優先候補者の決定後に、施設内容や事業者名等について全員協議会などで御報告させていただきたいと考えておりますので、お願ひいたします。
- 石原委員 また、市が取得できなかった1筆400平方メートルについて、何とか取得することをしていただいたほうが民間業者からの提案も大変に大きな期待ができると考えておりますので、改めての取得について何とか検討していただきたいので、それについてはいかがでしょうか。
- これは都市計画課になりますか。じゃあ後ほどでいいですか。以上です。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 河合委員 今回の副委員長の質問の中で、業者に発注する要求水準書かな、これは議会へは提示しないのかね、事前に。
- 秘書政策課長 要求水準書につきましては、全員協議会の折にタブレット配信のほうはさせていただいておりますし、ホームページ上でも現在公表のほうをしております。

- 河合委員 分かりました。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 岡本委員 15ページの債務負担行為についてですけれども、布袋駅東複合公共施設整備事業についてですけれども、先日、堀議員のほうから、建設予定地から地下水が出た場合とか土壌汚染が見つかった場合の話が出ておりましたけれども、今回、債務負担行為には想定外部分といいますか、これの対策は対象外と考えてよろしいでしょうか。
- 秘書政策課長 最終的には民間事業者との協議によるんですが、基本的には対象外というところになってきます。
- 岡本委員 想定外という形でもし出た場合、最大どれぐらいの費用追加が発生するというような見込みとか概算とかはありますでしょうか。
- 企画部長 今回の御質問ですけれども、想定外というのは、予算は組んでございますませんが、もしそういった事案が発生した場合は、今、課長が申し上げたのは、改めて業者、またアドバイザーのコンサルが入っておりますので、その中で協議をさせていただくということでございまして、今日現在、幾らかかるといったような想定はしておりませんので、よろしく申し上げます。
- 岡本委員 分かりました。ありがとうございます。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 大藪委員 都市計画課に対しての工事に対する地下水についての内容は、これは。よろしいですか。
- 企画部長 今、企画部がおりますので、企画部の関連で御質問をしていただければ。
- 大藪委員 都市計画課のほうは後ほどということで。一緒に質問しておきます。

布袋駅東複合公共施設の近くになる鉄道高架の工事のときに、地下水の対策のため工期が2年ほど延長となったと。約30億円もの事業費が増額となったということとずっと伺っております。また、平成9年度に実施された布袋中学校の雨水貯留施設の築造工事においても工期が予定より1か月ほど遅れたということですが、これはある程度、工事以前から江南市としては予測できていたのでしょうか。そして、全く事前に調査をせず、いきなり水が出て

工事が遅れたということでしょうか。

○委員長 違う所管。企画までの質問はありますか。

○古池委員 先ほどの商業施設のところですけど、一応、募集要項の中では、5ページですけど、分棟方式、合築方式がありますが、分棟方式になった場合、底地は市が貸すということではありますが、それとその上に駐車場が入っています。民間施設が、生活利便施設ですけど、商業施設で4,000平方メートル取ると、生活利便施設がプラス入るわけですね。そうしますと、2階建てになるのか、3階建てになるのか、そういう面積的な問題はどうなりますか。

○秘書政策課長 その辺りは、今後、民間事業者の提案になってきますので、今この時点で何層になるということはちょっと分かりかねます。

○古池委員 全て。

○秘書政策課長 提案になっています。

○古池委員 ということは、図面を見る限りは、今の駐車場の予定地はちょっと3,000平方メートルよりも小さいですね。そうしますと、最初の予定どおりでいくと、商業施設4,000平方メートルという希望とか、それから民間生活利便施設、塾とかそういうのを入れると、どうしても3階建てになりそうな気がするんですけど、その辺はいろいろ応用、いいわけですね。

○秘書政策課長 1層ということはまずないと考えておまして、2層になるのか3層になるかというところだと思います。

○古池委員 そういう場合もあり得るわけですね。

そうしますと、この図面どおりでいくと、どうしても公共施設のほうが3,800平方メートルですか、図面から見ると2,500平方メートルぐらいしかない感じですね。これはある程度譲れないということですね。

○秘書政策課長 この5ページに示しておりますのは、あくまでイメージでございまして、実際の提案については民間事業者からの提案によるものになってきますので、これをもって何層になるとか、面積がどれぐらいとかいうことはなかなか難しいと思っております。

○古池委員 そうしますと、同じような面積でいくということになると、合築のほうも面積は……、一緒か。いいです。分かりました。

○委員長　　すみません、この議案に対する担当の方々、一括で質問していただきたいと思いますので、前の席にお座りいただいてよろしいでしょうか。そのほうがいいですよ。

それでは、質疑を行います。

○大藪委員　　すみません、お手数をかけまして申し訳ございません。

それでは、先ほどの関係からお話をさせていただきます。

都市計画課に対しての工事に対する地下水についてのお伺いをさせていただきます。

布袋駅東複合公共施設用地の近くになる鉄道高架の工事のときに、地下水の対策のため工期が2年延長となり、約30億円もの事業費が増額となったとのことでした。また、平成9年度に実施された布袋中学校における雨水貯留施設の築造工事においても、工期が予定より1か月ほど遅れたとのことですが、これはある程度工事以前から江南市としては予測できていたのでしょうか。それとも、全く事前に調査をせず、いきなり水が出て工期が遅れたということでしょうか、お伺いします。

○委員長　　債務負担行為であります、ここは。

ほかに質疑はございませんか。

○石原委員　　さっきの1筆の400平方メートルの話は。

○委員長　　暫時休憩します。

午前9時44分　　休　　憩

午前9時46分　　開　　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの大藪委員の質問は関連があるということになりましたので、もう一度質問をしますか。

○大藪委員　　もう一回読みますか。

○委員長　　はい。

○大藪委員　　分かりました。

都市計画課に対しての工事に対する地下水についての伺いです。

布袋駅東複合公共施設用地の近くになる鉄道高架の工事のときに地下水の対策のため工期が2年ほど延長になったという、約30億円もの事業費が増額

となったとのことでした。また、平成9年度に実施された布袋中学校における雨水貯留施設の築造工事においても工期が予定より1か月ほど遅れたとのことですが、これはある程度工事以前から江南市としては予測できていたのでしょうか。それとも、全く事前に調査をせず、いきなり水が出て工事が遅れたということでしょうか、お尋ねします。

○都市整備部長兼危機管理監 地下の掘削に伴う深く掘削する工事に伴いまして、地下水の状況だとか土質については調査をしております。今回、複合公共施設については、目安として地質の状態だとか地下水を示したものを募集要項の中に入れておりますが、実際には設計するに当たって事業者が、その地点において、再度、地下水だったり地下の土質なんかを調査して設計するものと考えております。特に支障ないと考えております。

○大藪委員 それでは、地下水に関することについて、今回公表された書類の中では何かお知らせはされていたのでしょうか。

○秘書政策課長 民間事業者への周知方法というようなことですが、要求水準書の添付資料といたしまして、都市整備部から提供を受けました近隣で実施したボーリング調査の結果について、その調査場所も含め、お示しさせていただいているところでございます。

○大藪委員 都市計画課長にお伺いします。

堀議員がしきりに、鉄道高架の地下水対策を例に出していますが、なぜ鉄道高架で調査したデータ及び地下水対策工事内容等を提供しなかったのでしょうか。

○都市整備部長兼危機管理監 目安としまして、一番直近のデータを示したということでございます。この地下水というのは、月によって、毎年1年間によって変異もございまして、毎年によっても変わりますので、ある程度の目安ということでお示ししたものでございます。今後、事業者が決まって、そういった場合につきましては、私たちが持っているデータを提供することは考えておりますので、よろしく申し上げます。

○大藪委員 事業者と直接対話を行った際、地下水についての質問や、それから工事だとかが遅れるといった質問はあったのでしょうか。

○秘書政策課長 土壌汚染に関しましては、それに起因した土地の入替え、

工事の遅延などの責務についての質問がございましたが、地下水についての質問はございませんでした。

- 大藪委員 鉄道高架の工事のときに、地下水対策のため工期が2年延長となり、約30億円もの事業費が増額したことを思いますと、参加事業者にこういった背景をしっかりと説明し、工事費にどのような影響があるのか、それから工期に遅れが出た場合の責務についてなど、しっかりと事前に周知をしておかなければ、江南市として事業者間とのトラブルとなるので、議会として直接対話など、業者としっかりと話す場を設け、説明を行わなければいけないと思うが、どうでしょうか。
- 企画部長 今、いろいろ御質疑を頂きましたので、委託しておりますコンサルタント業者と、今、資料の名称等も細かく都市計画課のほうで答えをさせていただきましたので、そういった資料の提供も含めまして、そういった直接対話を設けるか設けないかということにつきまして、コンサルタント業者のほうと一度調整はさせていただこうと思います。よろしく願いいたします。
- 大藪委員 これはやっていただけるというふうに酌み取ってよろしいでしょうか。
- 企画部長 今申し上げたように、やるやらないも含めて、一度、コンサルタント業者と調整をさせてください。
- 大藪委員 分かりました。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 石原委員 先ほどのスーパーマーケットを設けてほしいという要望につながるとは思いますけれども、例の市が取得できなかった1筆、この400平方メートルについて、何とか取得をしていただきたいんですけれども、これがやれるかやれないかで、分棟になるのか1つになるのかということで大きくなってくるとは思いますので、その辺は検討いただけますでしょうか。いかがでしょうか。
- 都市整備部長兼危機管理監 現段階では、これまで地権者と76回にわたる交渉を私も含めてやっておりますけれども、副市長も入っておりますけれども、そういった中で買収については難しいと考えております。

○委員長 ほかに。

○大藪委員 議会答弁などで、市長が面談の上、布袋駅東の関係なんですが、取得できた土地があったとのことでしたが、その詳細、またなぜ今回、未取得の土地について担当が70回以上交渉する中、市長が一度も交渉に当たらなかったのでしょうか。

○委員長 ちょっとこれは一般質問かもしれません。質問を変えてください。大丈夫ですか。

○大藪委員 大丈夫です。

○委員長 ほかにございますか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、ないということで、続いて秘書政策課所管の債務負担行為以外の歳入歳出について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、秘書政策課の所管につきまして該当箇所を御説明させていただきますので、予算書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、67ページ説明欄最上段、秘書政策課の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料まででございます。

続きまして、歳出でございます。

82ページ、83ページの下段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の人件費等から、94ページ、95ページの上段、3目の市民生活費の前まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員 89ページの会計年度任用職員活用事業についてお聞きします。

会計年度任用職員活用事業とありますけれども、具体的にどんな事業でしょうか。

○秘書政策課長 福祉課と環境課に配置しております不当要求対策員2名と市民サービス課に配置しております外国語の通訳の方1名の合計3人の人件費となっております。

○石原委員 今言われました不当要求対策員、これについて対応件数の年度別推移はどうなっているのでしょうか。

○秘書政策課長 平成28年度が287件、平成29年度が326件、令和元年度が、1月末現在でございますが、49件となっております。

○石原委員 今言われた令和元年度が極端に減っておりますけれども、何か原因はあるのでしょうか。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時56分 休 憩

午前9時56分 開 議

○委員長 再開します。

○石原委員 職員採用ですけれども、兵庫県宝塚市などで就職氷河期世代を対象にした中途採用を実施しておりますけれども、江南市では来年度、この就職氷河期世代の採用を実施する予定はあるのでしょうか。

○秘書政策課長 就職氷河期世代の採用につきましては、12月定例会で鈴木議員からも一般質問を頂いておりますが、国のほうでは令和2年度から令和4年度までの3年間で450人以上の国家公務員を採用していく方針が示されております。また、官民通じて正規雇用を30万人増やすというような目標も掲げられているところでございます。こうした社会全体の動きを踏まえ、江南市におきましても来年度、早期募集で就職氷河期世代を対象とした採用を行っていきたいと考えております。

また、受験資格など詳細については今後検討してまいります。今のところ職種としましては専門職を想定しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○伊藤委員 2点だけですけれども、すみません。85ページですね。

布袋駅東複合公共施設整備事業者選定のところですね。ここで報償費の中で委員謝礼とありますよね。これは、委員の人数と積算根拠と、あと委員会



を開催されると思いますが、その辺のところを説明してほしいです。

- 秘書政策課長 この委員謝礼25万円につきましては、事業者選定委員会の外部委員4名の謝礼でございます。委員会自体は7名ということで、市の職員が3名ということでございます。

会議といたしましては、来年度2回開催を予定しており、1人当たりの金額でございますが、半日の5,000円、1日の7,400円、それに加え在宅審査として5万円の合計1人当たり6万2,400円の支払いを予定しております。

この在宅審査につきましては、事業者から提出される提案について専門的知識を有した委員に内容を審査していただき、市当局へ提案の優劣や判断の視点などを説明していただくため委員会の開催には必要不可欠な作業でございます。今年度開催いたしました第1回選定委員会の中で、在宅審査を実施することで決定のほうをしております。

また、今回、60億円を超える事業者選定、約67億円の事業者選定というようなことで、その責任が非常に重いというようなことから、内閣府の示すPFI事業導入の手引きであったり他市町の事例を参考に、金額のほうは設定させていただいたものでございます。

- 伊藤委員 よく分かりました。もう一点だけですね。例年あった資格取得事業が消えているんですけども、たしか特定のある程度専門分野の方の資格ということで、特に消防関係が非常に多かったというイメージがあるんですけども、消えた理由というのは何かあるんですか。

- 秘書政策課長 委員御指摘の資格取得事業につきましては、職員の自主的な資格取得を支援することにより、職員の自己啓発等資質の向上を目的に1万円を上限に補助を行ってまいりました。しかしながら、近年の実績では大型免許など特定の分野に集中し、自己啓発支援策として広く活用されていないのが実情でございます。

また、県下37市中、資格取得の補助制度を設けている団体は江南市を含め9団体と少なく、職員の自己啓発の重要性はあるものの、公費による補助制度の有効性は低いものと考えております。

このような状況から、令和元年度をもって資格取得の補助制度を廃止したいと考えております。

なお、業務遂行上、必要不可欠な資格につきましては、担当課のほうで予算措置をしていただきたいと考えております。

○大藪委員 人事配置についてお尋ねいたします。曾本地区工業用地推進課についてのお話です。

先日の全員協議会の説明を聞く限り、単独で課を設置することはしないと。現行の商工観光課で対応すれば十分だと思うが、課を新設しない場合、職員配置、人件費などについてはどのように御対応されますか。

○秘書政策課長 曾本地区における企業誘致を推進していくためには、課を新設し、しっかりとした体制で事業を進める必要があると考えております。来年度につきましては、地権者同意の取得や企業庁との調整など、課の設置は必要であると考えております。

委員御質問の趣旨が、事業自体を中止、または延期した場合の対応というようなことをございましたら、そういった場合には現在のままの体制、商工観光課での対応ということになるものと考えております。

また、このような場合の人件費につきましては、基本的には人件費は12月補正というようなことなのですが、場合によっては早い段階で補正予算をお願いするというようなこともあると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大藪委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岡本委員 87ページの布袋駅東複合公共施設整備事業費382万2,000円ですけれども、たしか12月19日に発表された第6次江南市総合計画実施計画(案)では8,963万8,000円という金額になっていると思うんですけども、その差異について教えてもらえますか。

○委員長 暫時休憩します。

午前10時04分 休 憩

午前10時04分 開 議

○委員長 再開します。

○秘書政策課長 実施計画で示させていただいたのは12月時点の数字でございまして、その後、具体的に精査した結果、金額については減額となったと

というようなものでございます。

○企画部長　　今、実施計画で上げさせていただいたのは、設計だとかほかの項目も入った金額で合算した数字で計上させていただいておりますので、それを細分化いたしますと、今、委員にお尋ねいただきましたこの項目だけの380万円ほどになると思いますので、よろしく願いをいたします。

○岡本委員　　ほかのも全部入っているということですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○企画部長　　何度もすみません。休憩を取っていただいていますか。

○委員長　　休憩します。

午前10時05分　　休　憩

午前10時06分　　開　議

○委員長　　再開します。

それでは、質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、続いて議会事務局議事課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしく願いします。

○議事課長　　議会事務局議事課の所管につきまして御説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書の70ページ、71ページをお願いいたします。

歳入はございません。

歳出につきましては、70ページ、71ページから76ページ、77ページの上段までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑は。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、続いて企画部地方創生推進課に

ついて審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地方創生推進課長 企画部地方創生推進課の所管につきまして予算書の該当箇所を御説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。

中段の14款2項1目1節総務管理手数料、説明欄、地縁団体証明手数料でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

2段目の17款1項2目1節利子及び配当金、説明欄上から7行目、8行目の地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、同じページの下段をお願いいたします。

18款1項1目1節総務管理費寄附金、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

中段やや上の21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金と、その下の2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、説明欄下から5行目の地方創生推進課でございます。市勢要覧売捌収入から一番下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

ここから歳出でございます。

下段の2款1項1目の地方創生推進費でございます。そこから82ページ、83ページの下段、秘書政策費の手前、地域連携事業まででございます。

所管する該当は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑は。

○大藪委員 79ページの中段にありますホームページ運営事業について、昨

年度の予算書を見ますと229万円で、今回のを見ますと744万円、かなりの増額になっておりますが、この内容についてお伺いします。

○地方創生推進課長　この事業の増額となった理由といたしましては、今年度2月から稼働をしておりますCMSの導入によりますホームページ管理システムの借り上げ料でございます。借り上げ期間といたしましては、令和2年2月から令和8年1月までの72か月、6年間となっております。令和元年度につきましては導入開始後の2か月分の予算計上ということになっておりましたが、令和2年度につきましては12か月分、1年分の借り上げ料を計上したため増額となったものでございます。

○大薮委員　ありがとうございます。

このCMSについて、今後の活用というか展開というのはどんなふうになってくるのでしょうか、お尋ねします。

○地方創生推進課長　CMSの導入に伴いまして、パソコンに限らずスマートフォンなど様々なデバイスでも画面表示が行えるというようになっております。また、更新作業につきましても、各課で随時で行えるようになっておりました。今後ホームページからの情報発信の充実というものに努めてまいりたいと考えております。

また、これまでは広報紙のほうに詳細な情報等を掲載しておりましたけれども、今後につきましてはホームページの更新の即時性ですとか利便性というのが高まりますので、情報発信のスムーズな対応が可能となると考えておりました。広報紙からホームページへ誘導するなど、デジタル活用などを視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

○大薮委員　ありがとうございました。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○石原委員　83ページのまち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業についてお聞かせください。

このまち・ひと・しごと創生に関する今後の取組方針について教えてください。

○地方創生推進課長　第6次江南市総合計画を策定した際に、まち・ひと・しごと創生に関する人口減少の抑制ですとか定住の促進、子育てしやすい地

域社会の構築といった理念をしっかりと盛り込んだ形で総合計画のほうを策定しております。また、総合計画におきましては、目標値の設定、それから達成状況の検証、行政評価による課題の整理を行って実施計画に反映していくというようなPDCAサイクルも確立して進捗管理を行っております。

こうした状況を踏まえまして、江南市では新たに総合戦略を策定するのではなく、総合計画の進捗管理に含めて一元的に推進していくことによりまして施策を推進してまいりたいと考えております。

○委員長　ほかに。

○伊藤委員　2点だけです。まず、79ページ、シティプロモーション事業の広報紙発行事業の中で、需用費、印刷製本費、広報「こうなん」ですね、約1,800万円弱ということで、昨年を見ますと1,700万円弱ということで、約100万円オーバーしているんですけども、この辺の理由は何ですかね。

○地方創生推進課長　今年度、この印刷製本費が増額しておるということで、世帯数の増加に伴いまして広報の発行部数というのも増加しておるということに加えまして、紙の単価が年々上昇しておりまして、予算額が増加しているということでございます。

今、御答弁させていただきましたように、CMSの導入に伴いましてホームページをリニューアルいたしましたので、こうしたことを契機にホームページの内容のほうを充実させて広報紙からホームページへ誘導するようにしていくことで、広報紙のページ数を削減してまいりたいと考えております。また、広報紙のページ数を減らすことで、印刷製本費の削減に加えまして、配布のほうをお願いしております区長・町総代さん方をはじめとした区の役員さんの負担軽減にもつながっていくと考えております。

○伊藤委員　分かりました。ありがとうございます。

次に、歳入ですね、63ページ。これも多分皆さんいつも聞かれると思うんですけども、市町村振興協会基金交付金と市町村振興協会新宝くじ交付金、この違いと、あと配分というか、こういった形で当然配分されるわけですけども、その辺のところと、あとこの辺の宝くじ、どこで買っても配分されるのか、例えば市内で買ったなら配分されるのか、県内で買えば配分されるのか、全国どこでも買っても配分されるのか、その辺が分からんもんですから

教えてください。

- 地方創生推進課長　こちらの市町村振興協会基金交付金につきましてはサマージャンボ宝くじの収益から、下の新宝くじ交付金につきましてはハロウィンジャンボ宝くじの収益からの交付金でございます。

宝くじは都道府県と政令指定都市にしか販売ができないため、それ以外の地方公共団体にも宝くじ収益を均てん化し、市町村の振興を図るため、サマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの2つにつきましては都道府県を通じて販売し、その収益が市町村に配分されてまいります。

宝くじの収益金につきましては、県内の人口、前年の販売実績に応じて愛知県のほうに配分されてまいりまして、県からは均等割31.7%、人口割68.3%の割合で市町村へ交付されてまいります。

どこで購入したらよいかということですが、愛知県の販売ということが愛知県の販売実績ということで配分されてまいりますので、江南市で買えば江南市の配分が多くなるというわけではなく、愛知県で御購入いただければ愛知県の配分が増え、自然と江南市のほうも増えてくるというような仕組みになっております。

- 委員長　ほかに質問はありませんか。
- 古池委員　83ページのふるさと寄附事業ですが、過去3年ぐらいの状況を教えてください。
- 地方創生推進課長　平成28年度から申し上げます。平成28年度は、697人の方から578万7,000円です。平成29年度につきましては、849人の方から887万8,000円の寄附を頂いております。平成30年度につきましては、912人の方から761万2,000円という寄附を頂いております。今年度につきましては、1月31日現在の数字でございますけれども、1,444人の方から1,336万4,000円の寄附を頂いております。
- 古池委員　今年度がたくさん増えているわけですが、いい記念品か何かありましたでしょうか。
- 地方創生推進課長　今年度、記憶に新しいところでは、泉佐野市を例に出して申し上げますと、過剰な記念品ということで、特定の自治体に寄附額が集中するというようなことがあって国のほうが制度の見直しに乗り出したわ

けですけれども、そこでふるさと寄附金制度という制度自体が非常に注目を浴びたということで、全体としてふるさと寄附金が増えたというのがまず1つ要因と考えております。

江南市のほうにつきましては、積極的に行ってまいりましたシティプロモーションによるPR効果ですとか、新たな記念品等も今増やしておりますので、そういったこともありまして江南市に寄附したいと思っただけの寄附者の方が増加したためと考えております。

○古池委員　　ということは、全体で増えたということで、新しい記念品とか、そういうものはなかったということですか。

○地方創生推進課長　　新しい記念品につきましても、積極的に商工会議所さんですとかを通じてお願いするとか、新たな記念品というのは模索しておりますし、今後も積極的に取り入れていきたいと考えております。

○古池委員　　そうしますと、逆ですけど、江南市民が他市へ寄附した金額というのは、単純に金額だけ教えてください。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時19分　　休　憩

午前10時19分　　開　議

○委員長　　再開します。

ほかに質疑はございませんか。

○地方創生推進課長　　申し訳ございません。先ほど過去の寄附金ということで御答弁させていただきましたが、私、人数で申し上げましたけれども、件数ということで訂正をさせていただきます。申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○委員長　　古池委員、よろしいですか。

質疑もないようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　それでは、議案第16号のうち、市民サービス課の予算について説明をさせていただきます。

最初に、歳入について御説明いたしますので、令和2年度江南市一般会計



予算書及び予算説明書の26ページ、27ページの下段をお願いいたします。

14款 1項 1目 1節 総務管理使用料の市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び同会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

4枚はねていただきまして、34ページ、35ページの下段をお願いいたします。

14款 2項 1目 3節 戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料ほか3件でございます。

次に、3枚はねていただきまして、40ページ、41ページの上段をお願いいたします。

15款 2項 1目 2節 戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金ほか2件でございます。

1枚はねていただきまして、42ページ、43ページの中段をお願いいたします。

15款 3項 1目 2節 戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

3枚はねていただきまして、48ページ、49ページの上段をお願いいたします。

16款 2項 1目 1節 総務管理費補助金の市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

3枚はねていただきまして、54ページ、55ページの上段をお願いいたします。

16款 3項 1目 2節 戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

5枚はねていただきまして、64ページ、65ページの最上段をお願いいたします。

21款 5項 2目 10節 電話料収入の市民サービス課分、電話使用料（支所）でございます。

1枚はねていただきまして、66ページ、67ページの上段をお願いいたします。

11節 雑入の市民サービス課分、地方庁推奨事業費助成金ほか4件ござい

ます。

続いて、歳出について御説明を申し上げます。

大きくはねていただきまして、94ページ、95ページの上段をお願いいたします。

2款1項3目市民生活費でございます。このページの布袋ふれあい会館維持事業から100ページ上段、市民相談員事業まででございます。

続きまして、その下にございます2款1項4目男女共同参画費の男女共同参画懇話会事業及び男女共同参画推進事業でございます。

次に、大きくはねていただきまして、148ページ、149ページの最上段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。このページの人件費等から154ページ上段、住民基本台帳等窓口事業（支所）までが市民サービス課の所管となります。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員　151ページの戸籍総合システム改修事業についてお聞きします。

この委託料642万4,000円について、マイナンバー法対応とのことですがけれども、どのようなシステム改修を行うのでしょうか、教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　戸籍システムは現在、マイナンバーを持ってはおりません。マイナンバーを付番するために、住民基本台帳と突き合わせて付番をしなければならないということになりますけれども、戸籍は、御存じのとおり、江南市に戸籍がある方でも、江南市に住民記録がない方というのがお見えになります。そういったことから、各市町村ごとに単独にこれを突き合わせてやっていくのが非常に非効率だということでございます。各問合せなども必要になってきますので非効率だということで、法務局のほうに戸籍の副本データというものがございます。これは、東日本大震災の反省から法務局で戸籍の副本を持つようになったものでございますけれども、こちらを国のほうで集約いたしまして、同じく国のほうで集約をしております住基ネットデータと突き合わせまして、付番済みのデータを各市

町村へ返してくるというような作業で付番作業を行ってまいりますので、その付番済みのデータをシステム内に取り込むための改修が必要となるということでございます。

○大藪委員　　よろしく申し上げます。

95ページです。布袋ふれあい会館の維持事業の17節の備品購入費とあります。この備品購入費の防犯カメラ61万6,000円について、その設置の理由など、内容についてお尋ねします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　布袋ふれあい会館は、御存じかと思いますが、南側と北側に出入口がございます。北側の出入口は現在、事務室から直接人の出入りが確認ができないということで、一般には現在開放をしておりません。会議のときの荷物搬入などで職員が立ち会って開放するということはございますが、駐車場から近いので一般に開放してほしいという御要望も多数お聞きをしておるところでございます。

今回、防犯対策、セキュリティーを高めるために、1階の南北の出入口、それから非常階段になっております外階段を上がっていった2階と3階の出入口、この4か所に防犯カメラを設置いたしまして、事務室内で映像のモニター、それから録画ができるような改修といいますか機器の購入をしてまいります。これによりまして、設置終了後は北側の出入口も一般に開放してまいりたいと考えております。

○大藪委員　　ありがとうございます。ということは、これについては、稼働時間内だけではなくて、24時間常に録画がずっと行われているという理解でよろしいでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　深夜においても録画のほうは作動をしておるという状況でございます。

○大藪委員　　ちなみに、録画された内容というのは、この布袋ふれあい会館内で録画されているのか、クラウドされているのか、どちらでしょう。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　見積りの中にレコーダーが入っておりますので、会館内のレコーダーに記録をしていくといったこととなります。

○大藪委員　　ありがとうございました。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○伊藤委員　6つぐらい質問があるんですけども、すみません。

55ページ、戸籍住民基本台帳委託金の中の人口動態調査事務費委託金と下の人口動向調査事務費委託金、この違いと、151ページにも、その事業が入っているんですけども、国勢調査かなとは思うんですけども、その辺のところの違いをまず教えていただきたいと思います。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　55ページ上段にございます人口動態調査事務費委託金と人口動向調査事務費委託金、この違いでございますが、まず初めに上段の人口動態調査というのは、所管が厚生労働省の所管の調査となります。人口動態事象を把握して、厚生労働行政施策の基礎資料を得るといったことを目的としておるものでございまして、出生、死亡、婚姻、離婚、それから死産の数というのを毎月所管の、ここですと江南保健所になりますけれども、こちらに件数を報告しているものでございます。

続きまして、下段の人口動向調査といいますのは、こちらが所管が総務省統計局の所管でございまして、来年度実施をされますが、国勢調査が5年ごとにあるわけなんですけれども、その調査結果の間を補うために、人口推計を行うために行っていくもので、こちらのほうは出生、死亡、転入・転出、その他の増減要因といったものを毎月県のほうを通じまして国に報告すると。その数字を基に国のほうは国勢調査の結果から人数を差引きして、人口の推計を出していくといったような調査でございます。

○伊藤委員　分かりました。

次に、67ページの中の市民サービス課の地方庁推奨事業費助成金と、99ページにも節であるんですけども、一番最上段ですね、地方庁推奨事業という。この辺がよう分からんもんですから、どういう事業なのか教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　この市民サービス課所管のところの最上段にございます地方庁推奨事業というものですが、こちらはまず愛知県金融広報委員会という団体から身近な金融に関する啓発事業に対して助成金が出る事業でございます。上限額は3万円とされております。この愛知県金融広報委員会といいますのが、事務局がまず愛知県県民生活課にごさ

います。健全で合理的な家計運営のために、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行う団体であるとされておりまして、構成団体といたしましては、まず愛知県、それから東海財務局、それから日本銀行名古屋支店、一般社団法人名古屋銀行協会、愛知県の農協連合会、ゆうちょ銀行東海エリア本部など金融機関の協会であるとか、それから生命保険協会であるとか証券協会、それから損害保険協会といったような金融を扱うような団体の集合体で、構成団体14団体といったところで構成をされておる団体でございまして、健全な家計運営のためのPR活動を行った事業に対しまして助成金がもらえるといった事業でございます。経費については、伊藤委員が言われましたように、99ページ最上段に事業の計上をいたしております。

○伊藤委員 何か事業を行うわけですね。どういうことを考えていますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 事業なんですけれども、毎年、消費生活展のほうでグッズを作成して配布しておるといった事業でございまして。子供向けのものと、大人向けのものと、2つグッズを用意いたします。

令和2年度の予定でございまして、子供向けには折り紙を100用意いたしまして、そこに標語を載せていくんですが、子供向けの折り紙については、「お小遣いの無駄遣いには気をつけよう」といったような標語を載せます。

それから、大人向けですが、こちらはハンカチを用意いたしまして、そちらのほうの標語といたしましては、「本当にその買物は必要ですか」というような標語を載せて啓発を図ってまいります。消費生活展のほうで、そのグッズを配って啓発を図るということでございます。

○伊藤委員 分かりました。

次に、同じページの99ページの中段辺り、市民相談事業の法律等相談事業の中の委託料、法律相談委託料があるんですけれども、188万7,000円ですね。この辺の積算根拠とか、どのぐらい法律相談があることを予測して、1件幾らとか、積算根拠が分からないものですから、教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 法律相談委託料の積算でございまして、こちらは愛知県弁護士会が定める愛知県内の法律相談の統一の単価を決めております。それに基づきまして、時間当たり1万1,000円です。1万1,000円掛ける1回当たり3.5時間を使います。そちらが令和2年度につ

いては、毎週木曜日の実施でございますので、49週分ということで積算をさせていただきます。

○伊藤委員 分かりました。

あと、101ページの男女共同参画推進事業ということで、これはフェスタを開催するのは分かるんですけども、その中のセミナーとか講座というのがあるんですけども、これは何回開催して、大体どのぐらいの人数の来場者を予測しているのでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 男女共同参画セミナー、備考欄に書いてあります。まず初めに、男女共同参画セミナーでございますが、こちらは「ハッピーライフ講座」というふうな名称をつけております。内容としては、女性向けに自らの生活を豊かにするための講座ということでテーマを選んでおります。回数につきましては、6月下旬から7月上旬にかけて、2時間3回の講座を予定しております。定員につきましては、各回20名ということでございます。この講座については、託児のほうも御用意をさせていただきます。

それから、下の段にございます家庭生活自立講座ですけども、こちらは「パパ力UP講座」という名称をつけております。子育て家族や男性向けの講座で、内容としては子育てや家事に男性が参加できるような、そんな楽しい講座を企画させていただきます。9月に2回、それから12月に1回といったところで、こちら3回の講座、1回3時間ですけども、予定をさせていただきます。定員としましては、各回とも10家族という定員とさせていただきます。

○伊藤委員 分かりました。

あと2つですけども、申し訳ございません。簡単で非常に申し訳ないんですけど、149ページの、ちょっと気になったんですけども、戸籍事業の中の需用費の修繕料、器具修繕があるんですけども、38万3,000円、これって何の修繕なんでしょうか。ちょっと分からなかったもので、すみません。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 本庁の市民サービス課でございますが、こちらに電動回転保管庫というものがございます。大きな保管庫の中に書棚が入っておりまして、その書棚が立体駐車場のようぐるぐる回

るものがあるんですけれども、そちらに古い戸籍の書類であるとか、個人情報を含んだ書類などを保管しておるところでございます。そちらの取り出し口にシャッターのような扉がついておるんですが、こちらのつり下げておりますスプリングが破損をいたしておりまして、今、扉の開閉が非常に重いという状況でございます。こちらの破損したスプリングを交換していくというところで、この38万3,000円という修繕料を今回計上させていただいております。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点だけです。153ページの、細かくて申し訳ございませんけど、通知カード・個人番号カード関連事業の中の職員手当等の時間外勤務手当ですね。実際、個人番号カードというのは会計年度職員がやられると思うんですけれども、基本的には会計年度職員、パートさんがやられて、何で職員の時間外手当が発生しているんですが。それが分からないので、申し訳ございません。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 通知カード・個人番号カード関連事業でございますが、マイナンバーカードの交付窓口というのは、12月定例会で強化体制をお認めいただきまして、そのままの強化体制を4月以降も維持するような予算計上をさせていただいております。カードの交付につきましては、日曜市役所でも予約制により交付を開始しているところがございます。ただ今後、プレミアムポイントであるとか健康保険としての利用開始など、利便性が向上されることによりまして交付数の増加が見込まれるところがございますので、平日の5時15分になっても交付窓口の受け取りが処理し切れないといったようなことが予想をされるというところがございますので、窓口延長して正規職員対応とすることを想定して、ここの部分に別に時間外勤務手当をつけております。

分けている理由は、この部分が実は国庫補助の対象になるというところで、この事業の部分に分けて時間外手当をつけているというところがございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに。

○大藪委員 81ページです。中段の市民活動推進事業についての内容です。

一般質問なんかでもお伺いした内容の……。

[発言する者あり]

○大蔵委員　ごめんなさい、間違えました。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長　それでは、質疑もないようではありますが、企画部の質疑は終わりましたので、ここで区切りもいいので暫時休憩します。

午前10時46分　休　憩

午前10時55分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務部行政経営課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○行政経営課長　行政経営課の所管の該当箇所につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございますが、22ページ、23ページをお願いいたします。

上段の2款地方譲与税、1項1目1節の地方揮発油譲与税から、26ページ、27ページをお願いします。12款1項1目1節の交通安全対策特別交付金まででございます。

はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段の17款財産収入、1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金で、説明欄の上から5つ目でございます。行政経営課、江南市財政調整基金利子、江南市公共施設整備事業基金利子でございます。

1枚はねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

最上段の19款繰入金、1項1目1節の基金繰入金で、説明欄5つ目の行政経営課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

その下の20款1項1目繰越金、1節の前年度繰越金でございます。

ページをはねていただきまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

22款1項市債、6目1節の臨時財政対策債でございます。

続きまして、歳出でございます。



はねていただきまして、100ページ、101ページ下段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費の人件費等から、104ページ、105ページの中段、公共施設整備事業基金管理事業までとなります。

次に、大きくページをはねていただきまして、460ページ、461ページをお願いいたします。

上段の12款公債費と、その下、13款予備費でございます。

続きまして、別冊ということでタブレットにて配信をいたしております令和2年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6ページ、7ページでございます。

令和2年度一般会計当初予算一般財源調でございます。

7ページ最上段、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までで、下段の19款繰入金の財政調整基金繰入金、20款繰越金、最下段でございます22款市債でございます。

次に、その次の8ページ、御覧いただきますと一般会計における公債費の状況、はねていただきまして11ページの基金の状況では、上から2つ目の公共施設整備事業基金、その下、財政調整基金でございます。

はねていただきまして、15ページを御覧いただきたいと思えます。都市計画税の用途についてと、16ページには引上げ分に係る地方消費税収の用途についての説明資料でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員　105ページの公共施設マネジメント推進事業なんですけど、すいとぴあ江南の廃止・存続に係ることは、ここの事業費でよろしいでしょうか。

すいとぴあ江南について、市民の方からいろいろ御意見を頂戴しておりますけれども、市として地元説明会など何かされるといった予算はここに計上されているのでしょうか。それとも何かお考えになっていないのでしょうか。

○行政経営課長　今、御質問の予算につきましては、この中での計上はござ

いません。

○石原委員 予算書の一番最後のページの地方債残高についてお聞きしたいんですけど、ここで主な起債のメニューについて代表的なものを3つ程度で、どんな事業に使われているのかということと、また令和2年度中元金償還見込額、22億円以上の返済額となっておりますけれども、今後、新体育館だとか小・中学校のエアコン設置、また布袋駅東複合公共施設など高額な返済が続くと予想しますけれども、当局としてはどんな見解をお持ちでしょうか。

○行政経営課長 市債の主な内容ということでございますので、一例を申し上げまして答弁させていただきたいと思えます。

まず、公共施設に関連しまして、古知野北部地区の複合公共施設の整備事業ということで起債のほう、複合化事業ということで公共施設適正管理推進事業債のほうを借りてまいりたいと考えております。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時02分 休 憩

午前11時02分 開 議

○委員長 再開します。

○行政経営課長 それ以外に公共事業ということで、県営水質保全対策事業ということで昭和用水地区の保全事業に係るもの、それに関連する中般若地区の県営震災対策農業水利施設整備事業、これらは公共事業ということで借入れをしてまいりたいと考えております。

また、布袋駅鉄道高架化事業につきましては負担金部分について、それから市道東部439号線につきましても、道路改良事業ですけれども、起債のほうを張ってまいりたいということで、主なものとしてはこのような形になっております。

○石原委員 そういった事業に対してお話があったんですけども、そういったどんな財源を使っていくという明確なルール、また基準に沿ってやっているのか、それとも財務部局の判断でやっているのか、またこの結果について議会に相談はあるんでしょうか。

○行政経営課長 起債の考え方ということでございますけれども、各年度償還金額、先ほど令和2年の償還見込額が22億円だというお話がございました

けれども、起債に関しましては、令和2年度の償還元金22億円を超えない範囲でということで起債のほうを張るとというのが一つの基準として設けてございます。

あと原則、交付税での算入のない借入れは行わないということも併せて基準として考えているところでございます。ただ、原則論ということでございますので、交付税算入のない起債に関しましても、財源の確保という観点の中で起債のほうを張っていくという考え方は取る場合もあるということでございます。

○石原委員　起債なもんですから、今後、議会に何らか相談してもらわないと、なかなか当局判断でどんどん起債が使われることになってしまうといけないので、もうちょっと明確にルールというか、リース契約をするのか、債券をどうするのか、また財源の基準をどうつくっていかなきゃいけないということをされたらいかがですかね。

○行政経営課長　大きい事業に関しましては各所管のほうから、多分、全員協議会等で御説明の中で、特定財源の張りつけ方とかというお話も恐らく出てくるかなということは考えておりますけれども、個別の個々の案件につきましては、一つ一つ別の場を設けて御説明するということは今現在としてはやっていないと。予算の中でお示ししているという状況でございますので、内容に応じてその辺りは検討してまいりたいと考えております。

○石原委員　よろしくお願ひします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　同じく105ページになります。公共施設マネジメント推進事業の中で、公共施設再配置計画についてをお尋ねします。これは何年前にできたものでしょうか。

○行政経営課長　公共施設再配置計画は、平成28年度、平成29年度の2か年で策定いたしております。

○大藪委員　できているのは平成28年度。

○行政経営課長　2か年でございますので、平成29年度に完成しております。

○大藪委員　平成29年度ですね。ありがとうございます。

先日の河合委員の一般質問の中の答弁で、小脇公民館跡地など有効に活用

されていない土地について令和2年度から売却の検討をするといったことでしたが、そういうふうに記憶しておりますが、2年間は何を検討されていたんでしょうか。また、具体的に令和2年度での土地売却スケジュールについて御説明をお願いいたします。

○委員長　これは行政経営課でありまして、総務課。答えられますか。考え方だけ。

○大藪委員　結構です。

○行政経営課長　委員お尋ねの、例えば旧小杵小脇公民館に関しましては、この2年間という期間をかけてまいりましたけれども、当然、今使っている施設ということでございますので、市の備品が入っている状況でございます。当然、壊す、廃止するに当たりましては、備品の保管の在り方ということも併せて検討しないといけないと。また、中に入っている備品で必要なものはどこかに移さないといけないと。そうすると、移し先も確保しないといけないと。そういった中で、小杵・小脇だけではなくて、庁内の保管場所でございますとか、ほかの保管場所でございますとか、捨てるもの捨てないものの取捨選択をしながら、そういった場所を確保していくということで検討してまいったという期間でございます。

大きな考え方といたしましては、議会での答弁でもございましたとおり、普通財産という形で低・未利用のもの、利用していないものにつきましては大きい方針として売却ということを視野に検討してまいりたいと考えております。

○大藪委員　ありがとうございます。まだしばらくかかりそうな感じですが、これも聞いていいのかな。旧ジョイフルむつみについても同じように聞くことは可能でしょうか。考え方だけで結構です。

2年前ぐらいに返却をされてからの経過、それから考え方で結構ですので、お願いします。

○行政経営課長　考え方ということでございますので、旧ジョイフルむつみに関しましても、その活用、今後どうしていくかというところは、再配置計画の会議の中で十分検討してまいりたいと考えております。

○大藪委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○伊藤委員　1点だけです、すみません。

25ページの最上段、法人事業税交付金があるんですけど、3,700万円。この辺のところを教えてください、ちょっと分からないもんですから。

○行政経営課長　法人事業税交付金につきましては、新たに交付金ということで歳入として科目として計上してございます。こちらにつきましては、消費税率の引上げに伴いまして都市と地方との財政力の格差の拡大ということが懸念されている中で、地方法人課税の偏在の是正ということで、税制改正の中でもこれまで議論されてきたものということでございます。

具体的な内容に関しましては、地方税の中で法人が納める税金の中では法人市民税と法人事業税がございすけれども、法人市民税のうちの一部を国税化いたしまして地方交付税ということで地方に配分すると。

それからもう一つ、先ほど法人市民税を一部国税化するというところでございますので、当然、市にとっては法人市民税自体が減るわけでございますけれども、その減った部分の補填ということで、県税でございす法人事業税のうちの一部を県から市へ交付する制度ということで、今回の法人事業税交付金3,700万円につきましては、その補填される、県からうちに頂く交付金ということでございます。

○伊藤委員　分かりました。以上です。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、本件に関して委員外議員としての発言をしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議もないようでありますので、委員外議員としての発言を許します。

○長尾議員　1つ質問させていただきたくお願いいたします。

105ページになります。公共施設整備事業の基金のところになります。今回、予算としては126万9,000円ということで、これは利息がこちらのほうに

計上されてはいるんですが、戦略プロジェクトのところの12月に説明いただいた内容では、この基金として当初5,000万円を積み立てるということになっておりました。今後、公共施設の再配置・保全の中で多額の費用が要ということが分かっている中で、今回、今年、この5,000万円をほかの戦略プロジェクトで必要だからということで、ここに積み立てず、ほかに使ってしまうということであれば、将来、公共施設の建て替え等に非常に不安が残ると。また、ここに手をつけなければいけないような予算構成をするということは、ほかに全然余裕がないと、財政の余裕代がないと読み取れてしまうんですが、本当にこのまま戦略プロジェクトのほかの予算取りで今年度、これで計画の中で令和2年度を進めていくということによろしいでしょうか。以上です。

○行政経営課長　　今、御指摘がございました基金への積立ての必要性ということに関しましては、当然、304.4億円をクリアしなきゃいけないという命題がございましたので、とても重要なものだという認識でございます。5,000万円につきましては、今年度、令和元年度につきましては補正でもお願いをさせていただいているところでございます。令和2年度につきましても同様に、財源的な繰越金がどのぐらいになるかという見合いもございましたので、その辺を見定めた上で、5,000万円になるのか、それ以上できるのかというところは、また議会のほうで御議論いただきたいというところでございますけれども、積立てに関しましては引き続き担当課としてはやってまいりたいということで考えております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　　それでは、税務課の所管いたします予算につきまして該当箇所を御説明申し上げますので、予算書の20ページ、21ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。

1 款の市税でございます。1 項の市民税から、ずっと下りていきまして5 項の都市計画税、こちらにつきましては次の22ページ、23ページまでござい

ます。このうち、現年課税分が税務課の所管となります。

続きまして、はねていただきまして、34ページ、35ページをお願いいたします。

中段やや下にございます14款2項1目2節徴税手数料でございます。証明手数料をはじめ2項目が税務課の所管となります。

はねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、上段から少し下がったところに税務課とございます。コピー等実費徴収金をはじめ2項目でございます。

次に、歳出に移ります。

134ページ、135ページをお願いいたします。

2款2項1目の税務費で、右側説明欄にございます人件費等から、はねていただきまして143ページの上段にございます税諸証明書交付事業まででございます。

恐れ入りますが、令和2年度の江南市当初予算の説明資料をお願いしたいと思えます。

6ページをお願いいたします。一般財源調といたしまして、市税の歳入内訳を掲げてございます。

はねていただきまして、15ページをお願いいたします。こちらには都市計画税の用途について掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございませぬ。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　歳入で3点ほど、歳出で1点ほどあるんですけども、まず最初、20ページ、21ページ、市税のところでも市民税ですね。最初に、個人市民税が非常に高くなっているというか、非常に財政が厳しい中、結構なことなんですけれども、ここで確認したいんですけども、ふるさと寄附金によって市税がどのくらい減額しているのか気になりますので、その辺のところを教えてください。

○税務課長　ふるさと寄附金によって市税のほうは控除されてしまう税額に

つきまして、まず最初に今年度、令和元年度の見込みを申し上げますと、約1億5,000万円ございました。令和2年度につきましてどの程度を見込むかということで迷ったわけでございますけれども、返礼品につきましては寄附額の3割以内、それから地場産業に限るなどの一定のルールが設けられましたけれども、引き続き当分の間は皆さん寄附のほうをされるという判断をいたしまして、30%増の約2億円を見込んでおります。

○伊藤委員 分かりました。

この辺のここ数年の金額の推移というのはどうなっていますか。

○税務課長 先ほど古池委員のほうからもあったかと思えますけれども、ふるさと寄附金により控除された税額の推移ということで、平成28年度から申し上げますと、平成28年度が約5,100万円でございます。それから、平成29年度になりますと9,600万円です。平成30年度につきましては1億2,000万円、先ほど申し上げました令和元年度の決算見込みで約1億5,000万円という推移になっておるところでございます。

○伊藤委員 減額になっているんですけども、今回、5,700万円増えているんですけども、その辺のところの要因は何でしょう。

○税務課長 ふるさと寄附金が大幅に増額になっているということは、市税としては減額となってしまうんですけども、それをカバーして、なおかつ5,700万円ほど前年度に対して増えている要因ということでございますけれども、これもまず最初に令和元年度、今年度に当初予算に対しまして決算見込みなんですけれども、また後ほど補正予算のところでは御説明は申し上げる予定でおりますけれども、令和元年度は予算から決算見込みで約9,000万円ほど伸びておるということで補正予算を計上させていただいておりますけれども、それがベースになっておりますので、今回約1億円、所得のほうで伸びておるということでございます。一方で、先ほどから申し上げますふるさと寄附金のマイナス分が約5,000万円ほどございますので、トータルで5,000万円から6,000万円ほど増えるよという見込みをしておるところでございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと、その下の法人市民税なんですけれども、これは減額が約6,800万円



あるんですけれども、その要因というのは何でしょう。

○税務課長 法人市民税の減額の要因ということでございますけれども、先ほど行政経営課の部分でも御説明があったと思いますけれども、まずこれは法人の業績が悪かったとかではなくて、単純に税率が引き下げられたということでございます。標準税率で申し上げますと、9.7%から6%に引き下げられたということでございます。法人は、皆さん御存じのとおり大都市に集中するというので、そういった傾向がございますので、大都市と江南市のような地方との税源の格差といいますか不均衡が生じておるということで、その偏りを解消するために税率を引き下げ、代わりに地方法人税という国税を創設いたしまして交付税の原資化するというので、偏在性を解消しようということで行われた結果、6,700万円ほどマイナスになっておるということでございます。減額につきましては、75%については普通交付税、それから先ほども説明がございましたけれども、残りの分については法人事業税の交付金で補填されるものと考えております。

○伊藤委員 交付金75%で補填されるということが分かりました。

あと、その下ですけど、たばこ税ですけれども、一番下段のほうの。喫煙者がどんどん減ってきているんですけれども、そういうイメージが非常にあるわけでございますけれども、なぜ前年度を上回って税収があるわけでしょうか。

○税務課長 たばこ税は、今、委員から御指摘のとおり、年々売上げの収入、売渡本数が減る傾向にございまして、平成30年度で申し上げますと約1億本売上げがあったものが、平成31年度の見込みで約9,500万本となっております。今回の予算は9,000万本ということで、前年から比べまして500万本減らして見込んでおります。ただ、今、委員から御指摘がありましたとおり、税収が増えておるのは、令和2年10月1日に、たばこ1本当たり5.692円から6.122円に引き上げられる予定があるということで、それを推計上加味しておることで1,100万円ほど増となると見込んだわけでございます。

○伊藤委員 よく分かりました。

次に、歳出ですけれども、139ページ。あと1個だけ、すみません。一番最上段の、ここでのいう13節の使用料及び賃借料の中で確定申告会場借上料が

あるんですけれども、これはどの会場をどのくらい借りられるものなんですか。

○税務課長　確定申告の受付につきましては、例年、市民文化会館で会場を設けてやっております。以前は体育館でしたが、市民文化会館のほうで行っております。2階に上がっていただきまして第1会議室をメインとしてやっております。第2会議室を待合室として、美術工芸室を税務署のほうの管轄の無料税務相談の受付と、それから1階の和室を職員の休憩するところということで、4部屋お借りをいたします。

借りる日にちといたしましては、令和2年度につきましては、令和3年になるかと思っておりますけれども、2月9日から2月26日までの間、通して借りるということで予算のほうを計上してございます。

○伊藤委員　分かりました。

その下の機器借上料とあるんですけれども、これはこういった機器を借りられるわけですか。何時間というか、何かそういう。

○税務課長　機器の借り上げにつきましては、この確定申告会場で職員が確定申告の受付をお客様と対面でコンピューターを使ってやるんですけれども、そのためのノートパソコンとマウス、それからデータを見るためのPDFのソフトを中に落とし込みます。それを18台分、お借りをいたします。それから、出来上がったときに申告書を印刷するためのプリンターを5台分、これを2月1日から3月1日までの間、レンタルをするという内容の予算となっております。

○伊藤委員　分かりました。

あと1点だけ、確定申告の期間中、ちょっと気になるのが、来場する人数の方なんですけれども、これは大体想定というか、そういうことはされていきますか。

○税務課長　ここ数年、会場を設けて12日間開いておるんですけれども、トータルでここ3年ぐらいずっと3,000件ぐらい処理をしております。1日当たり250人ぐらい来場されるという感じで把握してございます。

○伊藤委員　以上です。終わりました。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○石原委員 先ほど伊藤委員からあったんですけれども、20ページの歳入ですけど、個人市民税ですね、57億3,221万6,000円。この額の中に未収額というのは加味された金額なんですか。もしそうでなければ、実際の金額はいかほどでしょう。

○税務課長 先ほど冒頭にちょっと御説明申し上げたんですけれども、21ページのところ、節のところに現年課税分とございます。こちらが税務課の所管ということでございます。それで、これは現年で納付書のほうをお送りしまして調定を上げます。ここに収納率がかかっておりますので、そういう意味では未収分も見越した税額を計上しておるということになろうかと思えます。

○石原委員 加味されたということですね。

○税務課長 そうですね。

○石原委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○収納課長 それでは、収納課の所管につきまして該当箇所の説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

一般会計予算書及び予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税から、1枚はねていただきまして、22ページ、23ページ最上段、5項1目都市計画税までのうち、それぞれ2節にあります滞納繰越分が収納課の所管となります。

続きまして、大きくはねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

最上段、16款県支出金、3項1目1節の徴税費委託金でございます。

次に、少しはねていただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

中段にございます21款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

1枚はねていただきまして、62ページ、63ページ上段やや下になりますが、5項1目1節滞納処分費、続きまして2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、142ページ、143ページをお願いいたします。

中段の2款2項2目収納費、143ページ事業欄、人件費等から始まりまして、147ページ最下段の納税相談事業まででございます。

次に、恐れ入りますが、別冊の令和2年度当初予算説明資料のほうをお願いいたします。

6ページになりますけれども、一般財源調といたしまして市税の滞納繰越分について歳入内訳を掲載しております。

補足説明はございません。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員　全体を通してになりますけれども、この収納率というのは、昨年と比較して昨年どおりのことを実施されていくのか、収納率アップのために何か特別な方策を講じていくんでしょうか、お聞きしたいです。

○収納課長　収納率に関しましては年々向上しております。これまでは滞納整理機構に参加しているということもございまして、毎年ですけれども、新しい滞納整理の手法ですとかを学び、新しい方法がございましたら、それを実行しといったようなこともございますし、現年度のほうをまず優先ということで、現年分が滞納にならないようにということでやっておりました。

それで令和2年度以降なんですけれども、滞納整理機構は今年度をもってなくなるんですけれども、ただそのままというわけではなく、滞納整理機構が始まる前に行っておりました地方税法48条によります個人住民税の愛知県によります直接徴収制度を、この制度は以前からも続いておりますが、機構に参加している間は参加を取りやめておりましたけれども、令和2年度から

はまた再度この制度を利用していこうということと、加えまして機構がなくなっただ後の県と市町村職員の交流制度というものが形を変えてまた復活するというのでございますので、こちらの制度を利用しまして県の職員のアドバイスを受けながら、これまでどおり収納率向上のほうに努めていくという考えでおります。

○石原委員　　大変かと思えますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　　ほかに。

○大藪委員　　147ページの過誤納金還付・充当事業についての右の欄です。固定資産税、都市計画税についての116万8,000円の内容と積算根拠について、お願ひいたします。

○収納課長　　まず、市税過誤納還付金及び還付加算金なんですけれども、こちらにつきましては、今年度中に納めた税金ではなく、過去に納めた古い税金が申告などによる更正により税額が減額となったため、納め過ぎとなったものに対して還付するための予算でございます。

その中で、各税目積算しておりますけれども、積算の根拠といたしましては、なかなか申告更正により読みにくいところはあるんですけれども、今回、過去3年分の還付の実績を基に算出いたしました。

○大藪委員　　ありがとうございます。

過去3年、それで結構です。どのような間違いが多いわけでしょうか。

○収納課長　　税務課のほうからの回ってくる資料とかもあるんですけれども、例えば固定資産税の場合ですと、家屋の取壊しによるものでありましたり、地目変更によるものといったようなものがございましたり、あとは土地の計算上ですかね、その処理の関係ですとかもあるというような形で還付が生じたということでございます。

○大藪委員　　地目変更ですとか土地の計算上の間違いというのはおおむね理解ができました。家屋の取壊しについてというのは、どのような間違いなんでしょう。もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○収納課長　　申し訳ございません。内容につきましては税務課のほうで。

○委員長　　暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 開議

○委員長 再開します。

ほかに質問は。

○伊藤委員 今のに関連してですけれども、昨年から500万円減っておるんですけれども、その理由は何でしょう。どうして減ってきておるんでしょう。

○収納課長 先ほどの固定資産税のところでも積算のことをお話しさせていただきましたけれども、読みにくいと。今のような納税者からの申告ですとかにより、かなり数字は左右されるところがあるんですけれども、過去3年のそれぞれの税目につきまして、実績のほうを踏まえまして積算いたしましたところ、結果といたしまして前年度より500万円減少したという積算となりましたので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 理由は分からないけど、3年平均してこの金額ということですね。分かりました。

もう一点だけ、すみません。納税推進事業の、今年度新たに入っていると思うんですけれども、18節の負担金、補助及び交付金の中の地方税共同機構負担金があるんですけれども、これは何でしょう。

○収納課長 これにつきましては、今年、令和元年10月より全国一斉に運用が開始されました地方税共通納税システムの稼働に伴い発生いたします共同収納手数料に係る負担金でございます。このシステムを運用いたします地方税共同機構に対して負担するものでございます。

○伊藤委員 個人とか会社も一緒ですか。両方とも。

○収納課長 この共通納税システムなんですけれども、もともとは事業所や法人がeLTAXという電子申告システムを使いまして税の電子申告を行うというシステムがございまして、そこに今度、申告を電子だけではなく納税も電子的にできるということで追加されたものでございますので、こちらを利用されます対象といいますか納税義務者ということになりますと、法人市民税を納める法人ですとか、あとは従業員さんのお給料を天引きですね、住民税をお給料から天引きしている会社、事業所さんが対象ということですので、一般の個人の方はこの中には該当しておりません。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長　総務課が所管する該当箇所について御説明させていただきますので、予算書をお願いいたします。

初めに、歳入についてでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

下段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄の総務課分、本庁目的外使用料でございます。はねていただきまして、28ページ、29ページ上段まででございます。

はねていただきまして、40ページ、41ページをお願いします。

上段の15款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金でございます。

はねていただきまして、42ページ、43ページをお願いいたします。

中段の3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金でございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

上段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金、その下、4節統計調査費委託金でございます。

はねていただきまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

中段の4項5目市町村事務移譲交付金、1節市町村事務移譲交付金でございます。

次に、その下、17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、説明欄の土地貸付収入でございます。

その下、2節使用料及び賃借料、説明欄の総務課分、本庁舎自動販売機設置場所貸付収入及び本庁舎自動証明写真機設置場所貸付収入でございます。

はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段の2項1目不動産売払収入、1節建物売払収入及び2節土地売払収入でございます。

その下、2目物品売払収入、1節物品売払収入でございます。

はねていただきまして、64ページ、65ページをお願いします。

上段の21款5項2目雑入、10節電話料収入、説明欄の総務課分、電話使用料でございます。

67ページをお願いいたします。

11節雑入、説明欄中段の総務課分、情報システム等使用料から有料広告掲載料まででございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてでございます。

はねていただきまして、104ページ、105ページをお願いします。

下段の2款総務費、1項総務管理費、6目行政事務費、説明欄の人件費等から、はねていただきまして、118ページ、119ページ中段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

はねていただきまして、154ページ、155ページをお願いいたします。

下段の4項選挙費、1目選挙費でございます。説明欄の選挙管理委員会事業で、156ページ、157ページ中段まででございます。

その下、5項統計調査費、1目統計調査費、説明欄の統計調査事業で、158ページ、159ページまででございます。

大きくはねていただきまして、458ページ、459ページをお願いいたします。

下段、11款災害復旧費、1項災害復旧費、1目庁舎等施設災害復旧費、説明欄の災害復旧事業でございます。

以上が総務課の所管する箇所でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員 117ページの一番上段の本庁舎空調設備等更新事業についてお聞かせください。

この工事の内容について教えてください。

○総務課長 この工事につきましては、2年間の継続費をお願いしている工事でありまして、令和2年度は執務室にありますファンコイルを取り替えま



す。令和3年度におきましては、冷温水発生機、クーリングタワー、冷温水ポンプを取り替える予定としております。

○石原委員　　ということは、今の現在の空調システムより省エネになるとか、何か変更はあるんですか。

○総務課長　　基本的に同じシステムですが、冷温水発生機につきましては、やはり新しくなっておりますので、かなり効率はいいとお伺いしております。

○石原委員　　ちなみに、現在、空調というのは何時に入れて何時に切ってみえますか。

○総務課長　　基本的には、執務が始まる8時半から5時15分まででございます。

○石原委員　　8時半から。

○総務課長　　8時半から勤務終了の5時15分まででございます。

○石原委員　　今回更新に当たって、今の話は多分、今と同じシステムのままだと思うんですけども、個別空調にするとか、職員にとって利便性が上がるような、何かそういうことを協議されたんでしょうか。

○総務課長　　委員おっしゃられるとおり、そういったことがありましたので、設計の段階で協議をいたしました。設備が1億円以上高くなるということもございまして、今の設備で更新するという結論になったものでございます。

○石原委員　　価格が上がるということだったんですけど、多分去年も空調が調子悪くて非常に暑いことになったんですけど、これからは、金額はもちろんあるんですが、個別にしていかないと、暑いところ寒いところいろいろあるんですけど、利便性も悪いし、非常に効率的にも悪いんじゃないかなと思ったんですけど、あと、ここに書いてある今言われた継続費ですね、令和2年度、令和3年度でありますけど、特に令和3年度の2億4,587万6,000円は非常に高いんですけど、この財源についてはちゃんと確保できている何かあるんでしょうか。

○総務部長　　令和3年度の金額の中に、先ほど課長が説明をいたしました冷温水機ですとか、いわゆる資産の取得ということで、この辺りもどれが対象になって、どれが対象にならないかということをおと十分協議しておるんですけども、地方債のほうの充当ができるようでございます。今はまだ精査

中がございますけれども、そういった地方債を充当して財源を確保していきたいということを考えております。

○石原委員 分かりました。しっかり財源が確保できるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○伊藤委員 確認事項なんですけれども、159ページ、国勢調査事業ということで、これは5年に1回の事業なんですけれども、指導員と調査員の違ひと、あと人数、あとこの金額の積算根拠、あと期間ですね、どのぐらいの期間で調査されるのか、その辺のところをお聞かせください。

○総務課長 まず、調査員でございますが、調査書の配布や回収を行うものでございます。指導員につきましては、調査員の支援、調査書類等の検査等の事務を行うものでございます。

続きまして、調査員と指導員の数でございますが、予算上でいきますと、390人を見込んでおりまして、その中で調査区当たり、2調査区と1調査区で金額も変わってまいりますので、調査区を合わせたもので積算しております。

あと、指導員につきましては75人の方で、約1人当たり5万9,000円という金額を出して計算しております。

調査員の任命期間でございますが、8月下旬から10月下旬を予定しております。

指導員に方につきましては、7月中旬から11月末を現在予定しております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員 1点だけお願いいたします。

115ページ、PCB廃棄物処理事業についてですけれども、これは高濃度のほうだと思ふんですけれども、これはいつまでやられる予定でしょうか。

○総務課長 高濃度につきましては、令和3年3月までに処理しなければいけないと法律で決まっておりますので、今年度中に高濃度につきましては全て処理できる見通しでございます。

○岡本委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますが、ここで暫時休憩し、13時5分再開でよろしくお願いいたします。

午前11時52分 休 憩

午後1時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

続いて、会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

予算書の60ページ、61ページをお願いいたします。

中段やや下の21款2項1目1節預金利子、その下の2目1節有価証券償還差益でございます。

次に、3枚はねていただきまして、66ページ、67ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の会計課所管分、業者用納品書売捌収入及び愛知県証紙売捌手数料でございます。

続きまして、歳出でございます。

130ページ、131ページの下段をお願いいたします。

2款1項8目会計管理費でございます。人件費等から、2枚はねていただきまして、134ページ、135ページ上段の庁用備品出納事務まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて監査委員事務局について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○監査委員事務局長　それでは、監査委員事務局の所管について御説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について申し上げます。

予算書の160ページ、161ページの上段をお願いします。

2款6項1目監査委員費、右側説明欄の人件費等から、162ページ、163ページ上段の愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長　それでは、消防総務課の所管につきまして御説明申し上げます。

予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段にあります14款1項6目1節消防使用料でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。

下段にございます16款2項7目1節消防費補助金でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

下段にございます17款1項1目2節使用料及び賃借料の消防総務課でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

下段にございます21款5項2目8節公務災害補償基金支出金。

続いて66ページ、67ページをお願いします。

中段にございます、同じく11節雑入、消防総務課でございます。

続きまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段にございます22款1項4目1節消防債でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、342ページ、343ページをお願いいたします。

中段にあります9款1項1目消防総務費の人件費等から、356ページ、357ページ上段の消防車両整備保全事業（非常備）、26節公課費まででございます。

なお、補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　5つほど質問があるんですけども、まず1点目、345ページの中段ですね。救急救命士養成事業ですけども、救急救命士が最近ちょっと不足しているということで、その辺りは運用救命士ということで、資格を持っている人はたくさんいるんですけども、運用されている救命士は何人いるんですか、現状。

○消防総務課長　今日現在でいいますと、運用救命士は17人でございます。

○伊藤委員　実際、何人必要なんでしょうか。

○消防総務課長　江南市に救急車は、本署に3台、東分署に1台、合計4台保有しております。今後さらなる救急件数が増加する中で救命率の向上を図るため、また救命士の処置拡大等に伴い救命処置に対応するためには、1台の救急車に救命士2名が必要と考えております。1つのグループに8名の救急救命士が必要となりますので、江南市は3交代でございますので、24人救命士が必要であると考えております。

○伊藤委員　そうすると、今、17名ですよ。救急救命士養成事業の中で、毎年、救命士を必ず1名、最低養成しておったんですけども、今回、予算計上されていませんけれども、その理由は何でしょうか。

○消防総務課長　令和2年度、職員で入校予定であった者が、個人の事情により急遽、入校ができなくなりました。研修所入校に当たっては、1年半ほど前ぐらいから勉強をして、年5回の事前テストを受け準備する必要があります。よって、急遽でございましたので、今回は入選することができませんでした。そのようなことから、令和2年度は救命士の予算を計上しておりません。以上です。

○伊藤委員 分かりました。

そうしたら、救急救命士養成ということで、救急救命士を持っている人ですね、採用枠ということで、最近、設定されていますけれども、これは何人、救急救命士枠で入られたんですか、最近は。

○消防総務課長 令和元年度の職員採用試験で救命士枠1人募集をいたしました。今年度、新規採用者は2人募集しまして……、すみません、令和2年度ですね。令和2年度の職員採用試験で救命士枠で1人募集いたしました。結果、1人合格をしております。

○伊藤委員 だんだん救急救命士が、今、不足しているんですけども、実際に成り手が、消防職員の中から救急救命士になりたいという方が、前はたくさんいたんですけども、最近は少なくなってきたとちょっとお聞きしていますので、救急救命士枠でしっかりと、救急救命士24名必要なものですから、毎年1名ずつ例えば養成していても大分先にかかりますので、必要な資格は必ず要るものですから、ぜひとも救急救命士枠をもう少したくさん設けていただいて、二、三名ということで、その辺のところを人事当局にしっかりとお伝えして、救急救命士枠でたくさん救急救命士を採っていただくような形でどうでしょうか。

○委員長 要望。

○伊藤委員 どうでしょうかと聞いておる。そういうことでどうでしょうか。

○消防総務課長 その件に関しましては、また人事部局のほうと相談して検討していきたいと思います。

○伊藤委員 分かりました。

次、2点目です。349ページ、消防団充実強化事業の中で、女性消防団員が、部長、班長、団員と合計17名いるわけですけども、実際に消防団員は現場活動に出ないんですよね。どういった業務を行っているのでしょうか。

○消防総務課長 女性消防団員の活動ですが、今年度の実績でいきますと、こどもフェスティバルや救急の日、1月20日のあいち消防団の日などのイベントにおきまして消防団のPR活動、そのほか消防団ラッパ隊に3人所属しておりますので、観閲式や藤まつり、出初め式等の式典においてオープニングファンファーレや行進曲を吹奏しまして、消防の広報活動を行っております。

す。

そのほかにも、応急手当普及員の資格を取って、現在7名おりますが、自主防災訓練において地域住民に応急手当で指導を行っております。

そのほか、これは消防予防課の事業になりますけれども、火災予防の啓発活動も行っております。

○伊藤委員 非常に活躍してみえるということがよく分かりました。いろいろなイベントとか応急手当普及員ということで、非常に活躍しているのが分かりました。

あと、この前ちらっと出初め式で女性消防団員の方を見たんですけれども、年齢の高い方もちらっと見えたもんですから、年齢構成を教えてくださいんですけど、17名中の。すみません。

○消防総務課長 女性消防団員の年齢構成ですけれども、現在17名活動しております。その中で、20代が5名、30代2名、40歳代5名、50歳以上5名となっております。

○伊藤委員 かなり高い年齢の方もお見えになるということがよく分かりましたので、やはり広報活動しかできないかなと思っておりますので、またしっかりと広報活動をしていただくような形でお願いしたいと思います。

あと、351ページ上段の愛知県防災ヘリコプター運営協議会負担金ということで、これは防災ヘリに派遣している各消防職員の人件費だと思うんですけれども、江南市は実際、過去2回派遣されているんですよね。その辺の何年に派遣されたのか、3回目に今度いつ派遣するものなのかを教えてください。

○消防総務課長 江南市からは、平成14年から平成15年に1人、平成27年から平成29年に1人、次回は令和8年から令和10年に1人派遣を予定しております。

○伊藤委員 分かりました。また大変ですね。最初は2年で、あとは3年ですか。そうですね。初め2年で、あと3年、3年ということですね。分かりました。

防災ヘリに派遣しているときもあったということで、実際138万4,000円ということで、非常に負担金も出しているもんですから、当然、防災ヘリを使

わないといかんわけですよ。意味がないわけですよ。そして、江南市が訓練とか、実際、出動に呼んだ回数というのはあるんですか。

- 消防総務課長 令和元年度の実績でいいますと、緊急出動を要請したのは、1度、9月13日に水難事案で要請しましたが、要請者が発見されたということで、ヘリ到着前にキャンセルをいたしております。よって、緊急出動は令和元年度はゼロ回です。

訓練ですけれども、これはすいとぴあ江南の北緑地公園で各務原市消防と合同で水難救助訓練を1度行っております。以上です。

- 伊藤委員 分かりました。なるべく防災ヘリを有効に活用していただくように、またお願いいたします。

続きまして、353ページ中段、分団車庫等維持運営事業の中で修繕料ですね。分団車庫がありますよね。器具等分団車庫ということで、分団車庫もだんだん老朽化してきておるような気がするんですけども、ALCで造った分団車庫が、今、1分団から5分団まで5つあるわけですよ。一番古い分団車庫というのは何年。

- 消防総務課長 消防団車庫ですけれども、一番古いのは、2000年に建築しました第5分団本部車庫が一番古い車庫になっております。

- 伊藤委員 それから順番に分団車庫が整備されておるわけですけれども、外壁がALCで造っているものですから、当然、塗装しなくちゃならないということで、その辺の保全計画というのはあるんですかね。分団車庫からどうしても雨が降ると雨漏りをするという話もちらほらと聞いていますので、その辺のところはどうでしょうか。

- 消防総務課長 消防団車庫にありましては、今年度も2月に定期点検結果を行政経営課の公共施設マネジメントグループに報告いたしまして施設の修繕予算をお願いしているところですが、ほかの市内の施設の優先度が高いため、もう少し時間がかかりそうでございます。よって、定期的に見回り、損傷の進行を確認していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

- 伊藤委員 分かりました。

最後に1点です。355ページ最上段、消防車両更新等事業ということで、



備品購入費で今回、小型ポンプ付積載車が4台上がっていますけれども、これは何分団でしょうか。

○消防総務課長　この4台は、消防団第1分団東野車庫、そして第3分団の五明、第4分団の本郷、第5分団の草井車庫にあります小型ポンプ付積載車4台でございます。

○伊藤委員　当然、補助金を活用されて整備されているということをお聞きしているんですけれども、これは大体入札はいつ頃で、大体いつ頃配備されるものなんでしょうか。

○消防総務課長　7月に入札、そして2月納車の予定でございます。

○伊藤委員　分かりました。

そうすると、受入式という、そういうセレモニーは行うわけですか。

○消防総務課長　受入式を実施する予定でございます。

○伊藤委員　分かりました。

あと、たまたま小型ポンプ付積載車が出ているんですけれども、備品購入費といいますと、当然、常備消防と非常備消防があるわけですが、実際に更新の年というか、何年使うということはあるんですけれども、今回、この小型ポンプ付積載車は何年目で更新されているわけでしょうか。

○消防総務課長　江南市消防計画で、消防団の小型ポンプ付積載車は16年が更新になっております。

○伊藤委員　そうすると、ほかの車両も、これは小型動力ポンプ付積載車なんですけれども、CD-Iとか、それも一緒なんですか。

○消防総務課長　CD-Iのポンプ車、小型付積載車ともに16年でございます。

○伊藤委員　そうすると、計画どおり更新されているということで思っているんですけれども、実際にあとほかの車両、当然大きな車両もございまして、例えばはしご車とか、あとよく走っている救急車、その辺の更新年数というのは何年でしょうか。

○消防総務課長　救急車は10年、はしご車が17年、化学車が20年、タンク車16年の更新計画でございます。

○伊藤委員　分かりました。これからも更新計画どおりに更新されていくん

ですよ。

○消防総務課長 更新計画にのっとり更新をしていく予定でございます。

○伊藤委員 この延命せずに、しっかりとこの辺のところは、出動車両なものですから、計画どおりしっかりと更新していただきたいことを要望しておきます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて消防予防課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防予防課長 それでは、消防予防課の所管につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳入でございます。

予算書の36ページ、37ページをお願いします。

下段にございます14款2項6目消防手数料、消防予防課、危険物施設設置(変更)許可検査等手数料、煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、はねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

中段にございます21款5項2目11節雑入、消防予防課、コピー等実費徴収金でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、356ページ、357ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項消防費、2目消防予防費の人件費等から、はねていただきまして、362ページ、363ページ中段の液化石油ガス届出受理等事業まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 361ページ中の防火管理事業があるんですけども、防火管理者講習会というのを実際に前、市民文化会館で行っていたんですけども、ここに今、入っていないんですけども、その辺りの講習会というのは今ど

こでやられているんですか。

- 消防予防課長 防火管理者講習につきましては、平成30年度までは江南市消防本部で行っておったんですけれども、平成31年度から一般財団法人日本防火・防災協会というところに委託しておりまして、開催場所につきましては江南市民文化会館で行っております。
- 伊藤委員 あと、防火管理者が必要な事業所があるわけですがけれども、漠っとでいいんですけれども、どのぐらい防火管理者が必要な事業所があって、その充足率はどのぐらいなのか、また充足していない事業所に対してはどういった形で指導してみえるか、その3点をお聞きしたいです。
- 消防予防課長 まず、1点目なんですが、防火管理者の選任対象になる防火対象物なんですけれども、令和2年2月末現在で757あります。実際のところ防火管理者の選任が進んでおるものは684でありまして、選任率は2月末現在で90.4%となっております。
- 伊藤委員 残りの指導というか、10%の指導というのはどういった形になっていきますか。
- 消防予防課長 残りの約10%の指導なんですけれども、立入検査の折に、これは世代交代ですとか転勤とかで防火管理者の選任に漏れがあるというのが主な理由でございまして、そういったことに対して立入検査の折に指導しております。
- 伊藤委員 あと1点ですがけれども、消防同意とか、防火対象物立入検査とか、危険物施設の設置許可とか、その中に消防技術者受講手数料が全部入っていますよね。全部入っているんですよね。その辺のところは、消防技術者の関係で資格が要るということだと思えるんですけれども、その辺の資格者の人数とか、その辺の養成という形は満たされておるものなのか、実際なくて今回取らすものなのか、実際満たされておって、また職員の入替えのために事前に取りらせるものなのかということをお聞かせください。
- 消防予防課長 予防技術者検定についてなんですけれども、まず予防技術者というのは3つの種類がございまして、防火査察、危険物、あと消防設備等という形で3つの種類がございまして、それぞれの業務に1名ずつ資格を持った者を置くということを消防力の整備指針というものでうたわれておりま

す。今現在の有資格者の人数なんですけれども、当消防本部においては合計27名の資格者を有しております。それぞれ内訳なんですけれども、防火査察に13名、消防用設備等に9名、危険物に5名の有資格者がおりまして、それぞれ各1名を担当部署に配属しております。

○伊藤委員　今回、今、満たされているんですけれども、実際にとらせる理由としては、異動があるもので事前にとらせておくというわけですね。

○消防予防課長　委員おっしゃるとおり、異動を見据えまして毎年、各資格1名ずつの計上としております。

○伊藤委員　以上です。終わりました。

○委員長　ほかに。

○大藪委員　お願いします。357ページです。私の勉強不足か、聞き慣れないものが1つあったのでお尋ねします。

火災予防普及啓発事業の中の黒丸の2つ目、少年・幼年消防クラブ活動事業について、その実態、そして活動内容、実績、将来性などを教えてください。

○消防予防課長　委員お尋ねの少年・幼年消防クラブについてですけれども、これは一般財団法人日本防火・防災協会の事業の一つであります少年消防クラブ活動として認識しております。愛知県では、防災安全局防災部というところが、その事務を担当しております。江南市、当市にあっては、その少年消防クラブというものを市内小学校の5・6年生を対象に各学校に募集を募っております。

将来性ということに関しては、これは毎年の事業なんですけれども、愛知県の消防学校で行っております消防一日体験というものがございまして、その事業に従前より参加いたしておりまして、今後もその活動を続けていく予定でございます。

○大藪委員　今お話しいただいたのは恐らく活動内容であろうかと思うんですが、実際に実績ですとか、それからあと将来性とかということになると、どのようなことを考えておいででしょうか。

○消防予防課長　委員の質問に対して、幼年の部というものが少し抜けておりましたので、補足させていただきます。

幼年消防クラブとしては、観閲式の折に市内の幼稚園児に防火に対する普及啓発活動、そちらのほうを行っていただいております。

将来性ということに関しましては、あくまで希望という形にはなってしまいうんですけれども、将来の消防団員の方でしたり消防職員への募集に対する応募、そういったことを想定しております。

○大藪委員　　どうもありがとうございました。

○委員長　　ほかに質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでございますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防署長　　消防本部消防署所管の当初予算につきまして御説明申し上げます。

歳入はありません。

歳出について御説明申し上げますので、予算書の362ページ、363ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項消防費、3目消防署費、人件費等から、少しはねていただきまして、372ページ、373ページ、指揮出動事業まででございます。

参考といたしまして別冊の当初予算説明資料の41ページに消火栓設置工事位置図を、42ページ、43ページに防火水槽震災対応化事業位置図を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　365ページの上段、18節負担金、補助及び交付金ということで、大型自動車免許取得費助成金ということで今回初めて出てきたんですけれども、実際に先ほど資格取得事業が市役所でなくなったということで、こちらのほうに計上されたと思うんですけれども、大型免許というのは消防職員で何名ぐらい必要なのか、これから計画をして免許取得せないかんとするんです

すけれども、その辺の養成計画とか何かはあるのでしょうか。

- 消防署長 現在、消防車両、一般の建物火災に出動する際、大型車両が3台出動します。そして、中高層火災の際には大型はしご車が入りますので4台を運用することになります。その4台を運用していくためには、休み等の関係もございますので、予定しているのは1当直に合計で9名、本署7名、東分署2名で3交代勤務ということから、全体で本署21名、東分署6名の27名が必要であると考えております。

それで現在、機関員ですけれども、35名が機関員として従事しております。その中で年齢構成でいきますと、30歳未満が9名、40歳未満が18名、46歳以上が8名を運用しております。この人数が徐々に減っていくということを考えますと、今後、順次養成していく必要があると考えております。その中で今回、初めて補助金ということで、1名を3万円助成するという事で予算計上させていただいております。

- 伊藤委員 分かりました。機関員の養成ということもありますので、計画どおりしっかりと大型免許も取らせていただくようお願いいたします。

あともう一点ですけれども、371ページ上段の応急手当普及啓発事業の中で、応急手当講習の実施及び応急手当普及員の養成ということで、応急手当普及員という事業所とか消防団の方もなっていると思うんですけれども、その辺の内訳というのは分かれますか。

- 消防署長 普及員の内訳ですが、まず現在50名が普及員として登録されております。内訳といたしまして、消防団員が22名、市内の事業所の方が9名、そして老人福祉施設の方が4名、日赤の方が2名、自主防災会の方が6名、学校の先生が5名、そして個人で取得されている方が2名お見えになります。

- 伊藤委員 そうすると、この方は事業所ですと当然異動もありますし、異動というか転勤もありますので、実際に替わっていかれる方もいると思います。これも計画的に今後、応急手当普及員というのを徐々にこれから増やしていきたいという方針なんですよ。

- 消防署長 はい。

- 伊藤委員 そうすると、計画というのは多分あると思いますが、そうした名簿もしっかり残して、これからこういう応急手当普及員も増やして行って

いただくような形でお願いしたいと思います。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 37 分　休　憩

午後 1 時 37 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 16 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第 8 号　地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業　公共下水道  
枝線管きょ布設工事（北部 1 処理分区）その 1 請負契約  
の変更について

議案第 9 号　地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業　公共下水道  
枝線管きょ布設工事（北部 1 処理分区）その 2 請負契約  
の変更について

○委員長　続いて、議案第 8 号　地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業  
公共下水道枝線管きょ布設工事（北部 1 処理分区）その 1 請負契約の変更  
についてを議題といたしますが、議案第 9 号　地方創生汚水処理施設整備推  
進交付金事業　公共下水道枝線管きょ布設工事（北部 1 処理分区）その 2 請  
負契約の変更についてと関連がありますので、一括して審査したいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号及び議案第 9 号を一

括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 総務課長 議案第8号及び議案第9号ににつきまして御説明申し上げますので、初めに議案書52ページをお願いいたします。

令和2年議案第8号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（北部1処理分区）その1請負契約の変更についてでございます。

53ページ、54ページには参考資料といたしまして仮変更契約書を、55ページには特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく変更協定書を掲げております。

続きまして、56ページをお願いいたします。

令和2年議案第9号 地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業 公共下水道枝線管きょ布設工事（北部1処理分区）その2請負契約の変更についてでございます。

57ページ、58ページに参考資料といたしまして仮変更契約書を、59ページ、60ページには特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく変更協定書を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員 提案理由の説明をもっと詳しくしてほしいんですけども、例えば舗装復旧工事の変更ということで、どういったことを変更されたのかとか、あと下水道管の布設延長等の変更という、どのぐらいの距離を変更、多分短くされたと思うんですけども、その辺のところをもう少し詳しくお願いしたいです。

- 総務課長 その1につきまして、舗装の変更でございますが、設計では当初、舗装厚を10センチと見込んでおりましたものが、現場確認したところ舗装厚は5センチでございましたので、その分が減額変更となっております。

続きまして、その2でございますが、委員御指摘のとおり、総延長が短く



なったものでございまして、当初、6,533メートルと設計しておりましたが、最終的には6,415メートルと118メートル短くなったことによる減額変更になったものでございます。

○委員長　ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もありませんので、これをもって質疑を終結します。  
暫時休憩します。

午後1時41分　休　憩

午後1時41分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第10号　損害賠償の和解及び額を定めることについて

○委員長　続いて、議案第10号　損害賠償の和解及び額を定めることについてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防長　議案第10号を御説明申し上げます前に、今回の救急車の交通事故につきましておわび申し上げます。誠に申し訳ございません。

日頃から交通事故防止の注意喚起に努めておりますが、改めて再発防止に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

詳細につきましては、消防署長より説明させますので、よろしくお願いたします。

○消防署長 議案第10号の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の61ページをお願いいたします。

損害賠償の和解及び額を定めることについてでございます。

62ページには和解及び賠償金調書、63ページには参考資料といたしまして事故現場説明図を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結します。暫時休憩します。

午後1時43分 休憩

午後1時43分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第12号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第10号）

### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第12号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第10

号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課が所管いたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の88ページ、89ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上から2段目の17款1項1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金で、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

はねていただきまして、90ページ、91ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の2款1項1目地方創生推進費のふるさと寄附事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の86ページ、87ページをお願いいたします。

歳入でございますが、86ページ、87ページの中段にございます14款2項1目総務費国庫補助金の2節戸籍住民基本台帳費補助金でございます。

次に、歳出でございますが、2枚はねていただきまして、議案書の90ページ、91ページをお願いいたします。

下段にございます2款3項1目戸籍住民基本台帳費の91ページ説明欄、住

民基本台帳等事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようですので、続いて総務部行政経営課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長 令和元年度江南市一般会計補正予算（第10号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

議案書の88ページ、89ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、90ページ、91ページをお願いいたします。

中段の2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費、江南市公共施設整備事業基金の積立金でございます。

はねていただきまして、110ページ、111ページをお願いいたします。

最上段の12款公債費、1項公債費、1目公債費、償還金、利子及び割引料でございます。

続きまして、別冊でございます令和元年度江南市3月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございますが、18款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑もないようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 税務課長 それでは、税務課の所管いたします補正予算につきまして該当箇所を説明させていただきますので、予算書の86ページ、87ページをお願いしたいと思います。

最上段でございます。税務課の所管する補正予算は歳入のみでございます。1款1項1目は市民税の個人でございます。市民税個人現年課税分の所得割につきまして、9,099万円を補正増するものでございます。これは、給与所得などの増により当初予算額を上回ることから、3月補正予算の財源といたしまして計上をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 ありませんので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 消防総務課長 それでは、消防総務課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書88ページ、89ページをお願いいたします。

歳入でございますが、中段にあります20款5項2目11節雑入、消防総務課でございます。

次に、はねていただきまして、104ページ、105ページをお願いいたします。歳出でございます。

下段でございます9款1項1目消防総務費、105ページの下段説明欄の消防庁舎等維持運営事業85万8,000円と消防車両整備保全事業（常備）で301万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑は。

○伊藤委員　1点だけですけど、消防車両の整備保全事業の中の修繕が入っているんですけども、事故の修繕ということなんですけれども、実際事故が起こった中で、先ほど質問しようと思ったんですけども、ここでまた出てきたものですか。実際、消防職員のけがというのは、相手方は分かるんですけども、職員のけがというのはどうだったのでしょうか。

○消防総務課長　救急隊員3人乗車しておりましたけれども、3人負傷をしております。

○伊藤委員　その辺の程度はどういう。

○消防総務課長　けがの程度ですけども、3人とも打撲の軽傷でございます。

○伊藤委員　これも関連してなんですけれども、実際に機関員を養成されているということで、講習とか、内部的にそういう講習をやっているということなんですけれども、どういった講習というか、機関員養成の試験というのは内部的にやっているんですか。

○消防総務課長　機関員の養成といたしまして、市内自動車学校を借用いたしまして、年1回、運転技能の向上訓練を行っております。

また、機関員の指導員を養成するということで、茨城県ひたちなか市にございます自動車安全運転センター中央研修所というところがございまして、そこで4日間になりますけれども、職員を派遣して指導員の養成をしております。

そのほかに操縦訓練といたしまして、週に1回、夜間の訓練も実施しております。以上です。

○伊藤委員　最近、消防車両の職員の事故が多いものですか、職員も負傷しているということで、実際、機関員になった方が運転して事故を起こしているわけですね。そして、機関員を養成するときに、一般質問でも出ていたんですけども、事故を起こした人の適性検査、そういうのもやっているということなんですけれども、機関員を養成するときに適性検査というのは

やられているわけですか。

○消防総務課長 適性検査は実施しておりません。

○伊藤委員 そういうことを取り入れたらどうでしょうか。事故を起こすことが多いものですから、そういう適性検査を入れた中で、職員、機関員がどういう適性を持っているかどうかを隊長も把握しておいたほうがいいと思うんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

○消防総務課長 適性検査を行うことで、自分の癖だとか弱点を知ることができると思います。安全運転と交通事故防止にも役立つと思いますので、人事と相談をいたしまして検討していきたいと思います。

○伊藤委員 よろしくお願ひします。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。  
暫時休憩します。

午後 1 時54分 休 憩

午後 1 時54分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了しました。ありがとうございました。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後 1 時54分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長 東 猴 史 紘